

安心して年を越そう！佐賀県版派遣村

第8回あおぞら無料相談会

佐賀県版派遣村として2009年から続けてきた「あおぞら無料相談会」をムツゴロウ広場で開催しました。今回は法律、労働、医療、健康と4つの分野で相談ブースを設け、ボランティア約30人で対応しました。今回訪れた相談者は全体で13人。この相談会の強みである様々な角度からの相談対応とともに、豚汁やおにぎりの炊き出しをふるまいました。生活相談コーナーでは昨年に続き佐賀市役所の保護課が対応。秀島敏行佐賀市長も激励に駆け付けてくれました。



相談内容は、生活相談や法律相談などが中心となり「入院中の母が無年金で、自分も病気がちであり医療費をはらう力がない」などさし迫った相談が多く寄せられました。今回、テレビ取材がなく相談件数が伸びませんでした。それでも13名が寒いなか相談に来られました。この結果から県内では雇用や経済情勢がまだまだ厳しい状況にあることが見えてきます。

開門調査・異例の確定判決「不履行！」

法治国家の原則を否定した憲法違反！

1997年以降、16年以上の締め切られてきた潮受け堤防。漁業被害が年々ひどくなるなか漁民達の希望の光であった開門調査を、国は長崎地裁が出した「開門差し止め」の仮処分を理由に、確定判決が命じた12月20日までに実施しませんでした。



この事態を受け支援する会は12月21日には諫早市内で抗議集会を開催し、九州農政局長も参加しました。馬奈木弁護団長は「確定判決に従わないのは、憲法への敵対であり、司法制度に対する挑戦」と国の対応を厳しく批判しました。農政局長は今回の理由を、長崎仮処分との板挟みとしました。しかし国は長崎裁判で漁業被害を一切主張していません。また確定判決から3年間も月日があつたにもかかわらず対策工事を全くしていないことからいけば、開門調査をしたくないため敢えて負けたといっても過言ではありません。この漁業被害を認めず、自分たちの過ちを認めない農水官僚の姿勢は国民不在であり、さらにこの事態を引き起こした安倍政権の暴走を許すことは出来ません。集会では弁護団、漁民や支援する会から農政局長に対し怒号が飛び交いました。

12月24日、有明海訴訟弁護団は、国に一刻も早く開門調査を実施させるために、開門するまで一日1億円の制裁金を支払うよう求める「間接強制」の申立しました。